

# 居宅介護支援事業

## 事業内容

介護保険サービスを利用するには、介護保険の認定申請及び、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成が必要となります。

介護支援専門員(ケアマネージャー)がそれを代行し、さらに介護サービスの提供が確保されるように各介護サービス事業所との連絡調整も行います。

### ■ ご利用対象者

- ・ 第1号被保険者 (65歳以上の方)

要支援状態または要介護状態にある方

- ・ 第2号被保険者 (40歳以上 65歳未満の方)

加齢が原因とされる 16 種類の病気により要支援状態や要介護状態にある方

### ■ ご利用料金

無料です (自己負担はありません)

## サービス内容

私たちは、ご自宅で介護を必要とされる方と、ご家族のご意見・ご希望を尊重し、介護保険を活用する為のお手伝いをします。

- 1 皆様の要介護認定の申請を代行します。
- 2 最適なケアプランを作成します。
- 3 ホームヘルパー、デイケアなどのサービス利用の手配をします。
- 4 介護サービス利用する際の費用についてご説明します。
- 5 介護保険全般についてのご相談をお受けします。

# こんな時は、まずお気軽にご相談下さい

- ・ 介護サービスを利用したいが、どうしたらいいのかわからない
- ・ 別居、同居している高齢者の介護で悩んでいる
- ・ 介護保険の認定申請をしたい
- ・ 自宅内に手すりを付けたい 段差をなくしたい
- ・ 自宅での入浴に困っている

など

お問い合わせ・ご相談は居宅支援事業所直通 0948-57-3325 まで

月～金 9:00～17:00 土 9:00～12:30

日・祝日・年末年始・お盆は休み